

平成19年第2回佐渡市議会定例会会議録（第6号）

平成19年6月26日（火曜日）

議事日程（第6号）

平成19年6月26日（火）午後2時00分開議

第1（総務常任委員会付託案件）

議案第84号、議案第87号、議案第94号から議案第98号まで、議案第104号、継続審査中の請願第1号、継続審査中の請願第6号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第85号及び議案第86号、議案第88号から議案第91号まで、議案第99号、議案第105号、継続審査中の請願第8号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第100号から議案第103号まで、請願第11号、請願第12号、継続審査中の請願第3号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第92号及び議案第93号、請願第10号、請願第13号

第2 議案第106号

第3 議案第107号

第4 議会選第1号

第5 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（55名）

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	白杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	欠員
9番	金田淳一君	10番	白木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	17番	小杉邦男君
18番	池田寅一君	19番	大桃一浩君
20番	中川隆一君	21番	岩崎隆寿君
22番	高野庄嗣君	23番	中村良夫君

24番	石	塚	一	雄	君	25番	若	林	直	樹	君
26番	田	中	文	夫	君	27番	金	子	健	治	君
28番	村	川	四	郎	君	29番	高	野	正	道	君
30番	名	畑	清	一	君	32番	金	山	教	勇	君
33番	臼	木	善	祥	君	34番	渡	邊	庚	二	君
35番	佐	藤		孝	君	36番	金	光	英	晴	君
37番	葛	西	博	之	君	38番	猪	股	文	彦	君
39番	川	上	龍	一	君	40番	本	間	千佳	子	君
41番	大	場	慶	親	君	42番	本	間	武	雄	君
43番	根	岸	勇	雄	君	44番	牧	野	秀	夫	君
45番	近	藤	和	義	君	46番	熊	谷		実	君
47番	本	間	勇	作	君	48番	祝		優	雄	君
49番	兵	庫		稔	君	50番	竹	内	道	廣	君
51番	岩	野	一	則	君	52番	渡	内	幹	雄	君
53番	浜	口	鶴	藏	君	54番	大	澤	祐治	郎	君
55番	肥	田	利	夫	君	56番	加	賀	博	昭	君
57番	金	子	克	己	君	58番	梅	澤	雅	廣	君

欠席議員（2名）

16番	末	武	栄	子	君	31番	志	和	正	敏	君
-----	---	---	---	---	---	-----	---	---	---	---	---

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏	一	郎	君	副市長	大	竹	幸	一	君
副市長	親	松	東	一	君	君	会計管理者	児	玉		剛	君
総務部長	齋	藤	英	夫	君	君	企画財政長	荒		芳	信	君
市民環境長	粕	谷	達	男	君	君	福祉保健長	末	武	正	義	君
産業観光長	川	島	雄	一	郎	君	建設部長	佐	藤	一	富	君
総務部長 (総務課長)	佐	々	木	正	雄	君	企画財政部長 (財政課長)	山	本	充	彦	君
市民環境部長 (市民課長)	金	子	信	雄	君	君	福祉保健部長 (社会福祉課長)	樋	口	賢	二	君
産業観光部長 (観光課長)	伊	藤	俊	之	君	君	建設部長 (建設課長)	渡	辺	正	人	君
教育長	渡	邊	剛	忠	君	君	教育次長	藤	井	武	雄	君

選管・監査
事務局 局長

菊 地 賢 一 君

農業委員会
事務局 局長

山 本 真 澄 君

消 防 長

渡 辺 与 四 夫 君

防 災 管 財 長
課

正 司 里 志 君

教育委員会
学校教 育 長

児 玉 功 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

山 田 富 巳 夫 君

事 務 局 次 長

池 昌 映 君

議 事 係 長

中 川 雅 史 君

議 事 係

谷 川 直 樹 君

午後 2時00分 開議

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの出席議員数は54名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（梅澤雅廣君） ここで、議会運営委員長から発言を求められておりますので、これを許します。
岩崎議会運営委員長。

〔議会運営委員長 岩崎隆寿君登壇〕

○議会運営委員長（岩崎隆寿君） 本日の議事日程に一部追加がありますので、ご報告いたします。

日程第4の議会選第1号は、市長より新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選出依頼があったので、各派代表者会議及び議会運営委員会の協議を経て、本日、議長の指名推選として諮る運びとなったものでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、お許しを得て、ご説明を2件ばかりさせていただきたいというふうに思います。

佐渡市にある温泉施設の安全性についてでございます。6月19日午後、東京都渋谷区にある温泉施設で爆発事故が発生いたしました。この事故を受け、本市にあります26の温泉施設につきまして、佐渡保健所が調査を実施しております。本市におきましても直ちに市が管理する9施設について調査を実施、溶存ガスの発生の有無やガス分離装置の設置の有無及び設置場所、井戸元ポンプや受湯槽などの設置場所について確認を行いました。そのうち2施設につきましては、ガス分離装置が設置され、大気中にガスが拡散されるような対策がとられておりました。また、その他の施設につきましても受湯槽などの設備を屋外に設置したり、ガスが滞留しないよう通気管などを設置しているなど、事故が発生しないよう対策がとられており、9施設とも安全性に問題がないことが確認できました。その他の民間の温泉施設につきましても、現時点では問題は見られていないと聞いております。今回の事故を受けて、国では温泉法の見直しに着手する方向であると聞いておりますので、市としましてはこの見直しの推移を見守りながら、安全性の調査を進め、市民の皆様が安心して温泉施設を利用できるように、今後とも温泉施設の安全管理を徹底していきたいと考えております。

次に、畑野学校給食センターにおけるダニ発生の事案についてでございます。畑野の学校給食センターにおいてダニが発生された事案について報告させていただきます。今月6月20日午後12時25分、畑野小学校給食配ぜん時に、給食用トレイ、お盆であります、とおはしの一部にごく少数の小さな虫が付着しているのを2年生の児童が発見しました。直ちに同じ給食を食べている後山小学校、小倉小学校、畑野中学校に連絡をとり、その虫の確認を行いました。付着はありませんでした。一方、畑野小学校長、学校薬

剤師、栄養士、学校給食センター長が詳しく調査しましたところ、食品には混入していないことを確認し、トレーとはしを消毒して、通常給食といたしました。翌日の21日、再度畑野学校給食センターを調べたところ、配ぜん室の窓側にあるコンテナと台車に同じ様相の虫を発見したため、すぐに代替給食に切り替え、佐渡保健所に報告いたしました。原因は、畑野学校給食センター外部ひさしに鳥の巣があり、そこから発生した小さなダニであることが判明いたしました。直ちに巣の除去及び施設内外の消毒をするとともに、鳥の侵入経路にコーキングにより遮断修繕を行い、保護者へも文書で経過、対応について報告したところでもあります。また、翌日22日も代替給食で対応するとともに、施設の清掃を行い、週明けの6月25日から通常給食を実施したところでもあります。保護者並びに皆様方にご心配をおかけしました。今後、施設内外の点検確認に努め、再発防止に取り組むつもりであります。

以上でございます。

○議長（梅澤雅廣君） 次に、粕谷市民環境部長。

○市民環境部長（粕谷達男君） 6月19日の本会議における廣瀬議員の一般質問の中で、平成18年度の観光施設関係の滞納額についてのご質問がありましたが、お答えした金額に誤りがありましたので、訂正をお願いしたいです。

平成18年度の観光施設関係の滞納額を2億1,079万1,000円というふうに申しあげましたけれども、正しくは2億179万1,000円ということでございます。訂正の上、おわび申し上げます。（当該箇所訂正済）

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 加賀博昭君。

○56番（加賀博昭君） 議事進行でお尋ねをいたしますが、ただいま市長の方から報告された畑野学校給食センター事故報告、それから温泉施設安全確認状況報告と、この二つのうち給食センターの問題については、去る24日の全員協議会の折にこの問題が発覚しておって、しかし詳細説明は市長はできないという状態で、後刻説明をするのかというのに対して、いたしますと、その説明がこれだと思うのです。きょうあったの。当然これには質疑がなければならないのです。もし本会議質疑というのが困難であれば、本会議に入る前に、前の全協の部屋でこれを説明をしなければならない。特に教育長が説明しないというのは何事かと、こういうことです。そこで、今その議論をするのは生産的ではないと思うから、ただいまから本件に関する質疑をできるように議長において取り計らいを願いたい。

以上。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの議事発言に対して協議をする必要がありますので、暫時休憩をいたします。

午後 2時11分 休憩

午後 2時22分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開します。

ただいまの加賀さんの議事進行に対する質疑の取り扱いについては、休憩中に議会運営委員会を開いて

協議をいただきました。その結果、本件については全協での質問に対する本会議での市長の回答ということでもあり、案件も案件でありますので、この際全員協議会を開いて、その席で執行部にただすという形をとるようにいたしたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思っております。

それでは、暫時休憩し、引き続いて隣の席で全員協議会を開催いたします。その間、暫時休憩します。

午後 2時25分 休憩

午後 3時14分 再開

○議長（梅澤雅廣君） 再開いたします。

日程第1 （総務常任委員会付託案件）

議案第84号、議案第87号、議案第94号から議案第98号まで、議案第104号、継続審査中の請願第1号、継続審査中の請願第6号

（市民厚生常任委員会付託案件）

議案第85号及び議案第86号、議案第88号から議案第91号まで、議案第99号、議案第105号、継続審査中の請願第8号

（産業経済常任委員会付託案件）

議案第100号から議案第103号まで、請願第11号、請願第12号、継続審査中の請願第3号

（建設文教常任委員会付託案件）

議案第92号及び議案第93号、請願第10号、請願第13号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第1、これより総務常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

浜田総務常任委員長。

〔総務常任委員長 浜田正敏君登壇〕

○総務常任委員長（浜田正敏君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第84号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について）。本案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ4,329万5,000円を追加し、予算総額を454億7,531万7,000円とする予算の補正を行ったもので、歳入においては各種交付金などの確定に伴う増減であり、歳出においては市債償還財源を確保するために減債基金へ4,329万5,000円を積み立てしたもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したことについて、議会の承認を求めるものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第87号 公益法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、公益法人等に対し、佐渡市職員を派遣するため、職員を派遣できる団体として、社団法人佐渡観光協会を新たに追加するものであります。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定し

ました。

意見。今回の佐渡観光協会への職員派遣は、職員1人、期間は2年とし、観光ルネサンス事業に限定するものであり、恒常的な派遣は行うべきではない。

議案第94号 佐渡市消防本部新庁舎建設（建築）工事請負契約の締結について。議案第95号 佐渡市消防本部新庁舎建設（電気設備）工事請負契約の締結について。議案第96号 佐渡市消防本部新庁舎建設（機械設備）工事請負契約の締結について。以上3議案は、佐渡市消防本部新庁舎の建築工事、電気設備工事、機械設備工事の請負契約について、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第97号 高機能消防指令センター総合整備事業に係る離島型通信指令装置購入契約の締結について。本案は、佐渡市消防本部新庁舎内に設置する離島型通信指令装置の購入契約について、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定しました。

意見。今後このようなプロポーザル方式を採用する場合には、より専門的な知識を持ち、的確な判断ができる審査委員を選任すること。

議案第98号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、佐渡市千種地内の交差点において発生した公用車と相手方車両との自動車事故について、損害を与えた相手方に対する賠償額を定めるため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、次の意見を付して、可決すべきものとして決定しました。

意見。平成17年9月定例会における議案第238号、239号「損害賠償の額を定めることについて」で職員の交通事故に関して求償権の行使及び倫理規程・処分基準等、市民への公表、安全運転管理者において管理監督するよう指摘をしたところである。その回答として、公私とも自動車の運転をする際には交通事故を起こさないよう管理職員を通じて指導をしていくとあるが、たび重なる事故発生を見ると、指導等の徹底がなされていない。今後は、早急に求償権の行使、職員への恒常的な管理監督や教育の徹底を行うよう、改めて指摘するものである。

議案第104号 平成19年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について。本予算案は、既定の予算に歳入歳出それぞれ6,910万1,000円を追加し、予算総額を453億4,910万1,000円とするものであります。主な内容は、西三川地区の複合福祉施設管理運営経費に1,306万円、コミュニティ助成事業として1,170万円、南部地域医療体制支援のために羽茂病院への助成金として2,282万3,000円をそれぞれ予算計上するものであります。その充当財源としては、地方交付税が4,437万8,000円の増、諸収入が1,436万2,000円の増、使用料及び手数料が976万5,000円の増となっております。審査の結果、次の意見を付して、賛成多数で可決すべきものとして決定しました。

意見。市民厚生常任委員会。4款衛生費、3項医療推進費、3目病院費について。南部地域医療体制支援助成金については、旧南部3カ町村と羽茂病院との間に締結された覚書に基づく赤字補てんのための支出ではなく、地方自治法第232条の2に基づく市の公益上必要がある場合における補助金であるとの説明があったが、今後補助金交付要綱などの整備を求める。

継続審査中の請願第1号 地域経済の振興のため、消費税増税に反対する請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第6号 プライバシー侵害、個人情報漏洩など、住民の「安心・安全」の後退が懸念される「市場化テスト」の拡大・推進に慎重な対応を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、金光英晴君の発言を許します。

金光英晴君。

○36番（金光英晴君） 議案97号について質問いたします。

意見が付されておりますが、審査そのものが的確な審査がなされなかったと解してよいのか。

また、2番目に、審査委員のメンバーはどなたがなされていたのか。また、それらの専門的な部門というものはどういうものであったのか、教えていただきたいと思います。

3点目は、提案に対する審査の採点はどのような形態であったのか。例えば個人の各委員の個人採点の集計方式であったのか、または合議制による採点方式であったのか、お尋ねし、1回目の質問といたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務常任委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） それでは、お答えします。

最初に、的確な審査がなされなかったのではないかとということですが、そういうことではなくて、意見のとおりでありまして、委員は6名で、半数は専門的な知識があると認められるが、あとの半分は専門的知識が浅いのではないかと見受けられる。今後は、専門的知識のある委員を多く選任するよう意見をいたしました。

それから、採点は委員個々の採点ではなく、合議制による採点と聞いております。

○議長（梅澤雅廣君） 2回目の質疑を許します。

金光英晴君。

○36番（金光英晴君） 専門的な部分の方が3名、そうでない方が3名ということですが、そして採点方法は合議制ということでありましたけれども、この合議制の部分でやられますと、やはり専門知識を持っている人の意見が強く審査に影響を与えるのではないかとというような問題が生じてこようかと思えます。この辺もプロポーザルの審査をするときに非常に難しい問題であると思うのですが、それは後に送りまして、この事業者の県内への納入実績はどうであったのか、お聞きしたいと思います。

また、審査委員は審査に当たって各メーカーの施設というものを研修して、審査に反映されているのか、その点は確認されたのか、2点ほどお尋ねいたします。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） それでは最初に、今回の日立製作所は県内では初めてというふうに聞いて

ております。なお、シェアはN社が1番であるとのことです。

それから、ほかのところの視察とか研修については、職員の方が十分に行ってきたというふうに聞いております。

○議長（梅澤雅廣君） 3回目の質疑を許します。

金光英晴君。

○36番（金光英晴君） 先ほども申しましたように、合議制の部分でいきますと、専門的の方の意見に集約されていく。数が、委員が各大勢いても、少数の専門家の意見に集約されていくという難点があります。そしてまた、決定した業者については県内の納入実績がないというようなこともちょっと問題があるのかなというふうに感じます。それで、このプロポーザル方式というのは、運用によっては談合の温床ともなるおそれがあります。ましてや場合によっては、官製談合と言われるようなことにもなり得る可能性があります。そういった意味での総務委員会での意見添付と理解してよろしいのか。もしそうであれば、このことを強く執行部に今後委員長において申し入れするようにお願いして、質問を終わります。

○議長（梅澤雅廣君） 答弁を許します。

浜田総務常任委員長。

○総務常任委員長（浜田正敏君） 今回のプロポーザルについては、4社に依頼書を発送し、3社から提案仕様書、見積書等の提出があり、307項目の機能要求により3社がプレゼンテーションに応じ、案内、質疑応答で、中でも提案内容が11件採用された業者が選定されたということで、委員会においては今議案については原案どおり可決と認めたものであります。ただ、慎重な審査の結果、今後のプロポーザルの採用にはなお慎重な対応を求め、意見を付したものであります。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 討論の通告はありませんので、これより総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第104号を除く案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、総務常任委員会に付託した案件のうち、議案第104号について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

根岸市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 根岸勇雄君登壇〕

○市民厚生常任委員長（根岸勇雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に

基づき報告します。

議案第85号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）。本案は、本年3月30日に地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、同日付で専決処分により佐渡市税条例の一部を改正したことについて、議会の承認を求めるものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第86号 専決処分の承認を求めることについて（平成19年度佐渡市老人保健特別会計補正予算（第1号）について）。本案は、平成18年度の老人保健特別会計において、国庫負担金の年度内交付額が減額され歳入に不足を生じたことにより、本年度予算から繰り上げ充用を行うため、本年5月7日付で当該予算を専決処分したことについて議会の承認を求めるものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第88号 佐渡市廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年7月1日から両津し尿処理センターを廃止し、当該施設を解体撤去するため、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第89号 佐渡市デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年9月から真野地区西三川地内に複合福祉施設の一部としてデイサービスセンターを開所することに伴い、当該施設の管理について、直営及び指定管理者制度のどちらにも対応できるよう、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

意見。当該施設の管理運営については、職員の配置に十分考慮されたい。

議案第90号 佐渡市保育園条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、本年9月から真野地区西三川地内に開所する複合福祉施設に真野第2保育園を移転するため、当該条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第91号 佐渡市予防接種実費徴収条例を廃止する条例の制定について。本案は、当該条例について、予防接種法に同趣の規定があることから、本年7月1日から廃止するものであります。なお、当該事業の実施については、今後実施要綱に基づき、医療機関との委託契約で行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第99号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、平成18年10月17日、佐渡市立両津病院から佐渡総合病院へ転院した入院患者に発生した医療事件について、精査の結果、佐渡市立両津病院において、より適切な診療が実施できた可能性があることと認められるので、相手方に損害賠償金を支払うことで示談をするため、損害賠償の額について1,300万円と定めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第105号 平成19年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本案は、平成19年度佐渡市病院事業会計予算について、医療紛争示談に伴う賠償保険収入並びに賠償金支払い額1,300万円を補正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第8号 「保育園、幼稚園、小中学校における集団フッ素洗口事業」の実施延期とインフォームド・コンセントを求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするもので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより市民厚生常任委員会に付託した案件について採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、産業経済常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

近藤産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長 近藤和義君登壇〕

○産業経済常任委員長（近藤和義君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告をします。

議案第100号 字の変更について（国府川右岸地区）。本案は、新潟県が佐渡市内において土地改良事業により施行した県営圃場整備事業（担い手育成型）国府川右岸地区の工事が完了し、第2換地区の換地を行いたいので、地方自治法第260条第1項の規定により字の区域を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第101号 新たに生じた土地の確認について（羽茂亀脇地内）。議案第102号 字の変更について（羽茂亀脇地内）。以上2議案は、佐渡市が亀脇漁港内において漁港漁村総合整備事業により施行した漁港施設用地の造成工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、地方自治法第9条の5第1項の規定により新たに生じた土地の確認及び同法第260条第1項の規定による字の区域の変更について、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第103号 公有水面埋立てに係る意見について。本案は、新潟県が実施する県営離島街路事業（一種改築・地域連携）により漁港施設用地、海岸保全施設用地及び道路用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて、新潟県知事から意見を求められたので、異議のない旨を述べるものとして、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第11号 アメリカ産牛肉の輸入条件の緩和に反対し、国内での全頭検査を維持する予算措置の継続を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第12号 日豪、日米などF T A・E P A促進路線の転換と、自給率向上にむけた施策の強化を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

継続審査中の請願第3号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪F T Aの交渉の中止とF T A・E P A促進路線の転換を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（梅澤雅廣君） 質疑及び討論の通告がありませんので、これより産業経済常任委員会に付託した案件について採決をいたします。

本案は委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、建設文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

白木建設文教常任委員長。

〔建設文教常任委員長 白木 優君登壇〕

○建設文教常任委員長（白木 優君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条及び第134条の規定に基づき報告します。

議案第92号 国仲学校給食センター建設（建築）工事請負契約の締結について。本案は、平成19年5月29日に入札を執行し、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格で入札した者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第93号 真野小学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結について。本案は、平成19年5月29日に入札を執行し、予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低価格で入札した者と請負契約を締結するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

請願第10号 適正規模の少人数学級の実現、義務教育費国庫負担制度の堅持をはじめとする教育予算の充実を求める請願。本請願は、審査の結果、なお引き続き審査を必要とするので、閉会中の継続審査とすべきものとして決定しました。

請願第13号 大型給食センター化でなく地域に根ざした学校給食で食育をすすめることを求める請願。本請願は、国仲地区学校給食センター建設を進めず、既存の学校給食センター及び自校給食の存続を求めるものであります。審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものとして決定しました。

以上であります。

○議長（梅澤雅廣君） ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありませんので、質疑なしと認めます。

これより議案第92号の討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

中村良夫君。

〔23番 中村良夫君登壇〕

○23番（中村良夫君） 議案の第92号 国仲学校給食センター建設（建築）工事請負契約の締結について、本議案についての反対討論を行います。

本議案は、国仲の学校給食を集め、一挙に1,600食もの大型給食センターをつくるというものであります。

反対する理由の第1は、保護者や市民の合意がない施設の建設であるという点です。16年11月に諮問機関の学校環境整備検討委員会でセンター化の答申が行われ、平成17年9月に教育委員会がこの1,600食のセンター化を決定、18年7月の新穂地区の説明会、そして本年19年の2月から関係地区での説明会などというのがこの間の経過です。この経過、取り組みの中で問題なのは、市と教育委員会が決めた1,600食の給食センターを保護者に押しつけてきたこととあります。別の言い方で言えば、決めた1,600食の給食センターで納得しろと説明会を行ってきたということです。最初の説明会の新穂では、ご案内のように地元紙は「寝耳に水、食育に逆行」と見出しをつけて報道しました。突然の1,600食の給食センター化の話に、多くの保護者などは不安と心配をするとともに、学校給食は食育の大きな柱で、大型センター化でなく、地域に根差した温かい学校給食をと願い、その声が広がっているようです。この問題を取り上げ、説明会や入札延期などを求めてきた子どもの学校給食を考える会のお母さん方の会は、5月の22日から署名活動を始め、1カ月足らずの短期間に約5,200人分もの署名を集めたと聞きました。昨日、この署名をやっているお母さんに感想を伺ったところ、署名はどこでも快く書いてもらえる、次々に署名を集めてくれる人の輪が広がる、書いてくれる人がセンター化と行政のやり方に怒っていたという共通点があると言っていました。この会の署名を見てもわかるように、大型給食センター化、ちょっと待ってくれというのは一部の人が言っているのではなくて、多くの市民の願いであります。この署名や運動について、この議会で同僚議員の質問に答えて教育長は、出おくれた感がある、市長は、説明不足が混乱を招いた、わかりやすく説明していなかったことが市民の反発を買っている旨の答弁と認識でしたが、学校給食の計画立案を進める段階、経過において、保護者や市民の声を聞いて計画に反映させる機会は幾つもあったはずなのに、そうせず、行政側が勝手に決めたことを何が何でも押し通そうと、説明会ならぬ報告会を繰り返してきたところに大きな問題があったわけであります。私は、地方自治や政治において、住民の声を反映した行政運営は最も重要視されなければならないし、これがスタートでなければならないと考えます。

反対理由の第2は、この大型センター化で、地域に根差した、よい食育や地産地消が進められるのかという点であります。県内の五泉市は、保護者、市民と一体となり、学校給食のあり方を総合的に検討した結果、安全、安心、地産地消による食教育を進めるにはセンター方式でなく、自校方式だと足を踏み出していますが、このように今学校給食などに求められているのは食育、地産地消の視点ですし、全国の実践例で共通しているのも、食育と地産地消を進めようと思ったら自校方式というのが実態です。この間の同僚議員への答弁でも明らかですが、どう食育や地産地消を進めるのかということについては、一般論を述べるだけでした。今回の議会では、この点について8月に懇談会をスタートさせて、検討していくとありました。本来食育や地産地消を進めることを検討した結果、現行と大型センター化ではこういったメリット、デメリットがあるなどと深く検討して進めるべきものではないでしょうか。とにかく建物をつくってしまえ、あとはそれからというのではおかしいのではないのでしょうか。また、佐渡は農産物を始め、山や海などの豊かな産物に恵まれています。これを生かせるような学校給食をつくることこそ必要なのではないのでしょうか。

最後に、このセンター建築は分割契約となっており、建物以外の中身の整備などは議会議決の要らない本契約となっていることから、今では遅過ぎるという声も議員の皆さんの中にもあるようです。本来保護者や市民の声を反映してくれば、こんなことにはならなかったはずですが。市民の声や願いの代弁者の役目

が私たち議員です。私自身、この問題に関してもっと早く、深く市民の声に耳を傾けてくればよかったという強い反省の思いがあります。また、これまで食育や地産地消、この給食センターの問題を取り上げてきた議員の方々もたくさんおられます。私は、これまでの経過や多くの保護者や市民の声があるということを考えれば、その願いにこたえることが議員の責務ではないかと考えます。市長は、今年度の施政方針の市民との協働について、市民の声を聞き、市民の参加を得て行政運営を行っていく必要があると語っていますが、市民と対峙するのではなく、今市民の願いにこたえるべきではないかということ述べて、反対討論とします。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で議案第92号の討論を終結いたします。

これより建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第92号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第93号の討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

中村良夫君。

〔23番 中村良夫君登壇〕

○23番（中村良夫君） 議案第93号 真野小学校校舎改築（建築）工事請負契約の締結について、本議案についての反対討論を行います。

真野小学校校舎改築は、真野町の時代から老朽化が激しく、一日も早く建築が求められていたもので、高野市長が真野町長、教育委員会の豊原委員長が教育長だったときに、合併後も見込んでお金をかけて、平成15年10月にこの学校や陸上競技場などの整備計画を立てていたと伺っています。この真野小学校校舎改築は、真野地域の保護者を始めとする地域の皆さんの喜びであろうと思います。これらの点から見ると、大いに賛成できるものであります。そして、旧来佐渡の中でも真野地区の学校給食における地場農産物などの利用度は高い方だったとも伺っています。考えてみれば、真野地区に四日町など野菜などの施設園芸や西三川の果樹、真野湾の魚などがあり、大いに生かされていたのではないかと思います。また、先ほどの議案92号ともかかわりますが、今回の校舎改築では真野地域から学校給食施設がなくなります。そうすると、西三川小学校や分校には車で飛ばして30分、50分もかかって給食を届けることになるそうです。私は、こういった歴史があるところは、そのいいところをさらに伸ばす工夫こそ必要だと考えます。また、今回教育委員会や市長、議会に提出された既存給食センターを残してほしいという署名の5,200余りのうち、約800ほどが真野地区から出ていると関係者から聞きました。この点から考えると、食育教育である学校給食施設はこれまでのように残すべきだと考え、反対討論とします。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で議案第93号の討論を終結いたします。

これより建設文教常任委員会に付託した案件のうち、議案第93号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより請願第13号の討論に入ります。

賛成討論の通告がありますので、発言を許します。

中村良夫君。

〔23番 中村良夫君登壇〕

○23番（中村良夫君） 請願第13号 大型給食センター化でなく地域に根ざした学校給食で食育をすすめることを求める請願について、本請願に対する賛成討論を行います。

本請願は、さきの3月議会で不採択となった学校給食センター化建設計画の見直しを求める請願と似た内容のものであります。また、子どもの学校給食を考える会が教育委員会、市長、議会に提出した署名と同じ内容のものであります。私は、3月の時点とこの6月の今の時点と比較すると、提出された署名数の5,200余りというのはそれだけ世論が大きくなっているわけで、まずこの点で賛成したいと思います。また、請願の趣旨で述べているように、17年にできた食育基本法の法律では、わざわざ20条で条文を設け、学校、保育所などで効果的に食育を進めるように定めてもあります。学校給食を考える場合、食育基本法をどうこの佐渡に具体化するのかということが求められていると思います。佐渡市は、これまでトキの放鳥、環境に優しい島づくり、地産地消などなど、本来あるべき姿の方向を標榜してきています。先ほど触れましたが、学校給食でも佐渡の食を生かしたものをつくるなどを始め、子供の食も大切にする、そんな佐渡らしいものを住民とともに作るべきではないかと考えます。私は、この請願の紹介議員でもあります。この請願に託した母親の女性の皆さんの思いをくみ上げていただきたいということも加えさせていただきます、賛成討論とします。

○議長（梅澤雅廣君） 以上で請願第13号の討論を終結いたします。

請願第13号について採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について採決します。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（梅澤雅廣君） 起立少数であります。

よって、本請願は不採択と決しました。

次に、請願第10号について採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

本請願は委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本請願は委員長の報告のとおり継続審査と決しました。

日程第2 議案第106号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第2、議案第106号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、お許しを得まして、議案第106号 佐渡市五十里財産区管理委員の選任についてご説明申し上げます。

本案は、佐渡市五十里財産区管理委員で田中町地区から選出の山本良二さんが死亡したことにより、その残任期間における後任として辰間策栄さんを佐渡市五十里財産区管理委員として選任することについて、佐渡市五十里財産区管理会条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、残任期間は平成20年6月30日までとなります。よろしくご賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案はこれを同意することに決定しました。

日程第3 議案第107号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第3、議案第107号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議案第107号 人権擁護委員候補者の推薦についてをご説明申し上げます。

本案は、佐渡市の人権擁護委員、北嶋威佐夫さんの任期が平成19年9月30日をもって任期満了となり、後任の者を羽茂本郷2075番地甲、大澤正興さんをお願いするものであります。つきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により「議会の意見を聞いて候補者を推薦しなければならない」とされていますので、意見を求めるものであります。なお、任期は法務大臣の委嘱の日から3年間であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（梅澤雅廣君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第107号 佐渡市人権擁護委員候補者の推薦については、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議会選第1号

○議長（梅澤雅廣君） 日程第4、議会選第1号、これより新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。議長において指名することにいたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に、根岸勇雄君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました根岸勇雄君を新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました根岸勇雄君が新潟県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました根岸勇雄君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により当選を告知いたします。

日程第5 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（梅澤雅廣君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長から目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第103条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（梅澤雅廣君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

○議長（梅澤雅廣君） これで本日の日程は全部終了しました。

市長から発言を求められておりますので、これを許します。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、議長のお許しを得まして、閉会のごあいさつを申し上げます。

去る6月12日に招集いたしました平成19年第2回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつということでございます。

本定例会では、専決処分の承認を求める議案3件、条例の改正等に関する議案5件、工事等契約に関する議案6件、補正予算に関する議案が2件、人事に関する議案が2件、その他6件、合わせて24件の議案についてご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

一般質問では、16名の議員から佐渡市の島づくり、行財政改革、福祉、環境、学校教育など市政全般にわたってのご質問や貴重なご意見を提言いただくとともに、各常任委員会、特別委員会でのご意見を含めまして、今後の市政執行に当たりたいと思います。議員からのご質問にもありましたように、施政方針に掲げられている佐渡市の島づくりにつきましても、豊富な自然、産業、文化、そして人材の活用を図り、地域との話し合いを大切にして、目配り、気配りの行き届く行政運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、行政改革につきましても今までの他動的な改革から一転し、計画的かつ積極的な行政改革への歩みを進めるため、組織機構のあり方、各種公共施設や補助、負担金の見直しなど、具体的な作業を進めてまいります。不安定な財政状況が今なお続く中で、佐渡航路、空路等、簡単には解決できない課題もございますが、新しい市政を築くために勇気を持って、この難局を乗り越えたいと考え、「美しく、環境にやさしい島づくり」、そして「賑わいの島づくり」を進めてまいりたいと考えております。

季節は、この後梅雨から酷暑へと大きく変わります。皆様にはぜひご健勝でご活躍くださいますようご祈念申し上げて、本定例会の閉会に当たってのごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（梅澤雅廣君） 以上で会議を閉じます。

平成19年第2回佐渡市議会定例会を閉会します。

午後 4時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成19年6月26日

議 長 梅 澤 雅 廣

署 名 議 員 池 田 寅 一

署 名 議 員 豬 股 文 彦